

岐阜県における周産期医療体制の現状とめざす姿

1 周産期医療機関の現状とめざす姿

(1) 医療機関の数

平成22年の医療施設調査*（動態調査）によれば、県内に病院は104か所、一般診療所は1,558か所の合計1,662か所あります。そのうち、平成24年4月時点の分娩取扱医療機関は57か所です。

産科または産婦人科を標榜する医療機関数を人口10万人あたりで見ると、全国の4.3に対し、県は5.1と上回っています（表2-1）

また、全国的な傾向として、年々分娩を取り扱う医療機関が減少しており、県も同じ傾向にあります。限られた医療資源の中で、県民の方々が安心して妊娠・出産することができる周産期医療体制を確保するため、地域の周産期医療関係施設の連携体制の充実、産科医がハイリスク分娩等に力を注ぐことができるよう助産師外来等の運営支援に努めていきます。

表2-1 平成22年医療施設調査による病院及び診療所の数

区分	病院及び一般診療所数		10万対 (平成22年データから算出)	
	全国	県	全国	県
産科・産婦人科医の数	10,652	179	8.4	8.8
産科または産婦人科を標榜する医療機関数 (H20)	5,451	104	4.3	5.1

(データ:厚生労働省平成22年医療施設静態・動態調査)

(2) 医療従事者の数

ア 医師の数

県内の医療機関に従事する医師総数の年次推移をみると増加傾向にあります。診療科別にみた場合には、小児科、産科・産婦人科ともに増加しています。また、圏域別にみたときには、各診療科とも、岐阜に集中しています（表2-2）。地域医療を支える医師を確保するため、医師育成・確保コンソーシアム*の運営支援等県内医療機関従事医師の増加対策、圏域や診療科による医師数の格差是正と病院勤務医の負担軽減対策、出産等を機に離職・休職中で再就職が可能となった女性医師の研修体制の整備等による医師確保のための環境整備、周産期医療機関を対象とした人件費、施設運営費の財政支援等に努めていきます。

表2-2 医師数

区分	(再)医師総数			(再)小児科医数			(再)産科・産婦人科医数			
	H18	H20	H22	H18	H20	H22	H18	H20	H22	
全国	263,540	271,897	280,431	14,700	15,236	15,870	10,074	10,389	10,652	
県	3,641	3,734	3,933	210	214	224	158	160	179	
圏域	岐阜	1,802	1,840	1,970	106	107	118	89	86	94
	西濃	555	579	578	38	42	42	21	23	26
	中濃	478	511	529	22	22	21	16	22	18
	東濃	538	545	589	30	30	31	22	20	27
	飛騨	268	259	267	14	13	12	10	9	14

(データ:厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師調査)

産婦人科医数には婦人科のみを主たる診療科とする医師は含まない。

イ 産科・産婦人科医の数

周産期医療を担う産科・産婦人科医を15～49歳女性人口10万対で見ると、平成20年は全国37.9に対し県36.7と全国の下回っていたのに対し、平成22年は全国39.4に対して県42.2と上回りました。圏域別では岐阜、東濃、飛騨で全国を上回っていますが、西濃や中濃で大幅に下回るなど地域偏在がみられます（表2-3）。

県では、数少ない産科医等の処遇を改善し、産科医療機関及び産科医が確保できるよう努めてきましたが、今後も産科医が少ない地域を中心に、医師の確保が促進されるように努めていきます。

表2-3 産科・産婦人科医の数

区分	H18	H20	H22	15～49歳女性人口10万対		
				H18	H20	H22
全国	10,074	10,389	10,652	36.3	37.9	39.4
県	158	160	179	35.5	36.7	42.2
岐阜	89	86	94	49.7	48.6	53.8
西濃	21	23	26	25.3	28.4	33.2
中濃	16	22	18	19.8	27.8	23.6
東濃	22	20	27	30.1	28.2	40.0
飛騨	10	9	14	33.3	31.0	50.4

(データ:厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師調査)

ウ 小児科医の数

小児科医を15歳未満人口10万対で見ると、増加傾向にはありますが、平成20年は全国88.7に対して県71.3、平成22年は全国94.4に対して県77.3と全国を下回っています。圏域別では岐阜で102.7と全国よりも高いですが、その他の圏域は全国に比して低い状況です（表2-4）。

県では、数少ない小児科医の中でもNICU病床において、新生児医療に従事する医師の処遇を改善し、新生児医療機関及び新生児科医が確保できるよう努めていきます。

表2-4 小児科医の数

区分	H18	H20	H22	15歳未満人口10万対		
				H18	H20	H22
全国	14,700	15,236	15,870	84.3	88.7	94.4
県	210	214	224	69.1	71.3	77.3
岐阜	106	107	118	89.8	91.5	102.7
西濃	38	42	42	66.7	75.0	77.5
中濃	22	22	21	39.3	40.0	39.7
東濃	30	30	31	60.0	61.2	67.0
飛騨	14	13	12	60.9	51.9	56.1

(データ:厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師調査)

(3) 周産期医療に必要な病床数

ア NICU 病床（新生児集中治療管理室）

NICU とは、Neonatal Intensive Care Unit の略で、新生児特定集中治療室を指します。早産児や低出生体重児、または何らかの疾患のある新生児を集中的に治療する病床であり、国が定める周産期医療体制整備指針の設備基準を満たし、診療報酬上の新生児特定集中治療室管理料を算定する病床ですが、低出生体重児の出生数が増加する現状から NICU 病床の満床状態が続く傾向があります。厚生労働省の周産期医療体制整備指針では、NICU 病床の必要数を出生 1 万対 25～30 床を目標とするよう定められており、平成 22 年の県の出生数から必要な NICU 病床を換算した場合、43～51 床必要となります。平成 24 年 4 月から岐阜大学医学部附属病院の NICU 病床 6 床が稼働したことにより、平成 24 年 4 月 1 日現在、県内の NICU 病床は 48 床整備されており、目標病床数は確保されていますが、地域によって利用率に差があるため、一概に充足しているとはいえない状況です。今後は各圏域の利用率の状況を見極めながら地域偏在を解消できるように努めていきます（表 2-5, 2-6）。

表2-5 県におけるNICU病床数

厚生労働省が定めるNICU病床の必要数	平成22年県出生数	平成22年出生数から換算される必要病床数	平成24年4月1日現在県NICU病床数
出生1万対25～30床	16,887人	43～51床	48

表2-6 県における医療機関別NICU病床数

区分	平成24年4月現在NICU病床数
岐阜県総合医療センター	12
長良医療センター	9
大垣市民病院	12
県立多治見病院	9
高山赤十字病院	(10)
岐阜大学医学部附属病院	6
岐阜市民病院	(8)
合計	48(18)

岐阜市民病院には診療報酬上の新生児集中治療室管理料が算定できるNICU病床はありませんが、NICU病床に準じた高度かつ専門的な新生児医療が提供できる未熟児室があります。このため未熟児室の病床数を括弧書きで別掲しています。（以下「準NICU病床」といいます）。

高山赤十字病院には診療報酬上の新生児集中治療室管理料が算定できるNICU病床はありませんが、NICU病床に準じた高度かつ専門的な新生児医療が提供できる未熟児センターがあります。このため未熟児センターの病床数を括弧書きで別掲しています。（以下「準NICU病床」といいます）。

イ MFICU*病床（母体・胎児集中治療管理室）

MFICU 病床とは、Maternal Fetal Intensive Care Unit の略で、母体胎児集中治療室又は母体胎児集中治療管理室を指します。重い妊娠高血圧症候群*、前置胎盤*、合併症妊娠、切迫早産*や胎児異常など、ハイリスク出産の危険度が高い母体・胎児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室であり、国が定める周産期医療体制整備指針の設備基準を満たし、診療報酬上の「総合周産期特定集中治療室管理料」を算定する病床です。現在、県では総合周産期母子医療センターに6床整備していますが、出産年齢の高齢化によりMFICU 病床は大変重要な病床となっていることに鑑みて、今後も現在の6床が維持されるよう病床整備に努めていきます。

ウ GCU*病床（回復期治療室）

GCU 病床とは、Growing Care Unit の略で、継続保育室、回復治療室、発育支援室等と呼ばれる病床を指します。NICU 病床で治療を受け状態が安定してきた児が、引き続き入院する病床であり、診療報酬の算定にかかわらずNICU 病床の後方病床として整備される病床です。NICU から退出する新生児の医療ケアの充実のためGCU 病床は大変重要な病床となっていることに鑑みて、GCU 病床の維持・整備に努めていきます（表2-7）。

表2-7 県における医療機関別GCU病床数

平成24年4月現在 県GCU病床数		
	病院名	GCU病床数
総合及び地域周産期 母子医療センター ❖NICU病床 48床 ❖GCU病床 73床	岐阜県総合医療センター	28
	長良医療センター	16
	大垣市民病院	12
	県立多治見病院	11
	高山赤十字病院	0
	岐阜大学医学部附属病院	6
	岐阜市民病院	0
	合計	73

2 周産期医療連携体制の現状とめざす姿

(1) 県の連携体制 ～岐阜県周産期医療ネットワーク～

県内の周産期医療体制の目下の課題は、既存の地域周産期医療関係施設が有機的に連携し、地域偏在をカバーすることです。地域周産期医療関係施設の連携を確実なものとするため、県では、国の周産期医療体制整備指針に定められる機関として、総合周産期母子医療センターの指定と、地域周産期母子医療センターの認定を行ったうえで、分娩を取り扱う県内全ての地域周産期医療関係施設を一次、二次、三次周産期医療機関として機能分担し、共通の救急搬送体制を有する「岐阜県周産期医療ネットワーク」を構築しています。(図2-1)。

岐阜県周産期医療ネットワークでは、総合周産期母子医療センター(1か所)、地域周産期母子医療センター(4か所)、県独自に役割を分化させた周産期医療支援病院(2か所)を三次周産期医療機関として位置付けています。また、それぞれの圏域ごとに中核となる医療機関6か所を二次周産期医療機関、その他の分娩を取り扱う全ての医療機関(助産所を含む)を一次周産期医療機関に位置づけ、妊婦の安全・安心な出産を支える体制を整えています。

県では、今後も岐阜県周産期医療ネットワーク体制を維持し、岐阜県周産期医療協議会*において稼働状況を検証しながら地域周産期医療関係施設の機能等を見直し、母体の救急搬送等に支障をきたさないよう努めていきます。